

# グループホームかたばたの里・津幡福老園ご利用案内

河北郡津幡町潟端つ5番地8 TEL076-289-0725

## 【ご持参いただくもの】

- ・ 診断書（認知症）
- ・ 医療保険証・医療保険負担割合証・介護保険者証・介護保険負担割合証
- ・ 衣類・寝具・洗面用具等
- ・ 紙おむつ、紙パンツ、パッド等（こちらでご用意も可能です）
- ・ ご利用者様が必要とする馴染みのもの（写真・本・ハンドブック等）
- ・ 居室を飾るもの・趣味のもの

※福祉用具の斡旋も行っております。  
 ※ベットや畳のご希望はお申し出ください。

## □ 1ヶ月当り（1割）利用料

月額30日（14.2%含）	
要支援2	¥96,491
要介護1	¥97,964
要介護2	¥99,163
要介護3	¥99,984
要介護4	¥100,533
要介護5	¥101,081

## □ 1ヶ月当りの利用料の内訳

介護保険 制度 (1割) 1日	医療連携 体制加算 (1日)	サービス提供 体制強化 加算 (1日)	介護職員 処遇改善 加算 (1日)	介護職員 等特定処 遇改善加 算(1日)	食材費 (1日)	家賃 (月額)
¥745	—	¥18	11.1%	3.1%	¥795	¥46,500
¥749	¥39	¥18	11.1%	3.1%	¥795	¥46,500
¥784	¥39	¥18	11.1%	3.1%	¥795	¥46,500
¥808	¥39	¥18	11.1%	3.1%	¥795	¥46,500
¥824	¥39	¥18	11.1%	3.1%	¥795	¥46,500
¥840	¥39	¥18	11.1%	3.1%	¥780	¥46,500

## 【他の加算】

- ・ 初期加算として最初の30日に限り、1日当たり30円の加算があります。
- ・ 介護職員処遇改善加算として月額30日に11.1%の加算があります。
- ・ 介護職員特定処遇改善加算として月額30日に2.3%の加算があります。

【光熱水費】 上記金額には光熱水費、電気製品使用料は含まれております。

【実費】 医療機関（訪問看護含む）、歯科医療機関及び通院に要する費用は実費になります。  
 理容・美容代、おむつ代、特別な嗜好品、その他個人的な費用は実費になります。

【介護報酬改正】 上記金額は介護報酬改正があった場合、準じて変更になります。  
 介護保険負担割合証により、利用料の内訳に変更があります。